

# 伊勢市 通学路交通安全 プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 29 年 7 月一部改正

令和 2 年 3 月改正

令和 4 年 3 月改正

伊勢市通学路交通安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 27 年 5 月、関係機関の連携体制を構築し、「伊勢市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路交通安全推進会議の設置

緊急合同点検で培った関係機関の連携体制を有効に利用して、以下をメンバーとする「伊勢市通学路交通安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

- ・伊勢市教育委員会事務局
- ・伊勢市都市整備部維持課
- ・伊勢市都市整備部基盤整備課
- ・伊勢市都市整備部交通政策課
- ・三重県伊勢警察署交通第一課
- ・三重県県土整備部伊勢建設事務所
- ・国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- ・その他通学路の交通安全対策に関わる関係機関

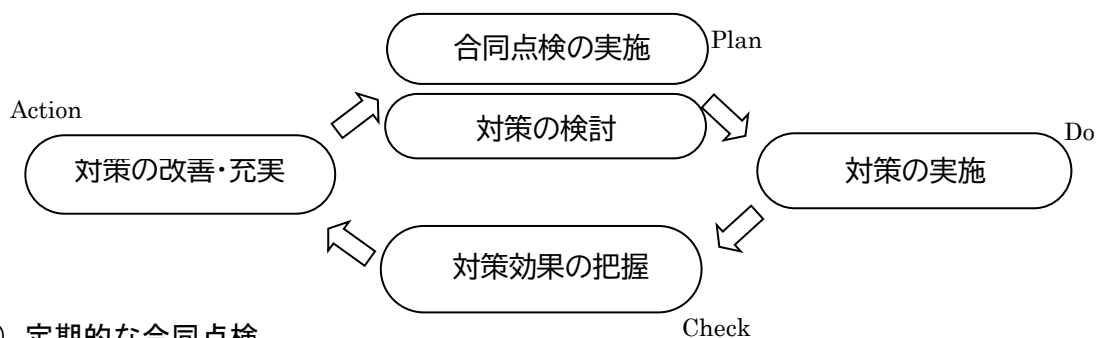
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



### (2) 定期的な合同点検

#### ①合同点検の実施時期等

- ・市内の全小中学校の通学路を 1 年に 2 回、合同点検を行います。
- ・実施時期については、それぞれの機関の調整が可能な時期を選定します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、事前に重点課題を抽出し、合同点検を実施します。

- 4月、5月 ○学校は地域と連携して通学路の危険箇所がないかどうかの把握を行い、報告書の提出を行う。事務局は報告書を一覧表にまとめる。
- 6月頃 ○第1回通学路交通安全推進会議  
(一覧表をもとに、対策案・対策実施について協議)
- 7月、8月 ○学校、自治会、まちづくり協議会、道路管理者、警察、教育委員会等で合同点検を実施し、危険箇所の抽出を行います。
- 10月、11月 ○第1回推進会議以降、学校は地域と連携して通学路の危険箇所がないかどうかの把握を行い、報告書の提出を行う。事務局は報告書を一覧表にまとめる。
- 1月頃 ○第2回通学路交通安全推進会議  
(進捗状況の確認、対策の実施状況を報告・情報共有及び一覧表をもとに、対策案・対策実施について協議)
- 2月、3月 ○学校、自治会、まちづくり協議会、道路管理者、警察、教育委員会等で合同点検を実施し、危険箇所の抽出を行い次年度の対策箇所とします。

## ②合同点検の体制

- ・小学校区ごとに、学校、自治会、まちづくり協議会、道路管理者、警察、その他必要と思われる者が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

ハード対策例	ソフト対策例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、歩道の整備・改良</li> <li>・ 防護柵の整備 (ガードレール、縁石、ポール等)</li> <li>・ 路面標示等の設置 (外側線、グリーンベルト等)</li> <li>・ 標識、看板の設置</li> <li>・ カーブミラーの設置</li> <li>・ 横断歩道の設置</li> <li>・ 信号機の設置</li> <li>・ 水路、側溝の有蓋化・改良</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路の見直し</li> <li>・ 児童生徒への交通安全指導</li> <li>・ 交通取り締まり、交通安全啓発</li> <li>・ ゾーン30などの速度規制</li> <li>・ 一方通行などの交通規制</li> <li>・ 保護者、地域、学校職員等による街頭指導</li> <li>・ 下草刈、樹木の剪定</li> <li>・ 所有者、管理者への改善依頼</li> <li>・ その他</li> </ul>

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校からの聞き取り、児童生徒・保護者等へのアンケートなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

#### 4 箇所図、箇所一覧表の公表

各学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各学校の「対策一覧表」を作成し、公表します。